

大阪府理学療法士会学術賞選考規程

(目的)

第1条 この規程は、大阪府理学療法学会の登録演題及び総合理学療法学の投稿論文から大阪府理学療法士会学術賞を選考するために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の趣旨)

第2条 一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター(以下「センター」という)は、理学療法の進歩、並びに大阪府民の医療、保健及び福祉の進歩に期するために大阪府理学療法士会学術賞(以下「本賞」という)を設ける。

(対象)

第3条 本賞は、公益社団法人大阪府理学療法士会会員が筆頭演者または筆頭著者である演題または論文を対象とする。

(対象数)

第4条 選考は、一演題または一論文とする。

(基準)

第5条 本賞の対象となる演題または論文は、発表内容に創造性、客観性、論理性、企画性、将来性、理学療法への貢献性が認められ、他学会または他雑誌に未発表のものであり、かつ、ヘルシンキ宣言の倫理コードに抵触しないものとする。

(選考方法)

第6条 当年度に登録された演題または投稿論文の中から表彰候補者選考委員会(以下「委員会」という)によって対象演題または論文を選考する。

- 2 委員会は、生涯学習局担当理事、教育局担当理事及び実行委員で構成される。
- 3 前条で定める基準を満たす演題または論文について本賞にふさわしいものを選び、選出された表彰候補者を理事会に推薦し、理事会において決定する。

(褒賞)

第7条 センターは、褒賞として、学術賞の筆頭演者に賞状ならびに副賞を授与する。

(表彰の方法)

第8条 本賞を決定したときは、翌事業年度に開催する大阪府理学療法学会において、理事

長が、賞状と副賞の授与をおこなう。

(補則) 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

(附則) 本規程は、令和3年4月21日から施行する。